

株主各位

第158回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

【事業報告】

- IV. 会計監査人に関する事項
- V. 業務の適正を確保するための体制  
(内部統制システムの基本方針)  
及び当該体制の運用状況の概要
- VI. 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書  
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toyodenki.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

東洋電機製造株式会社

#### IV. 会計監査人に関する事項

##### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）（注3）	44 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	- 百万円
③当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（注2）	47 百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士・監査法人（外国で本資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

3. 当社監査役会は、当事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況について検討し、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

##### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

## V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要

### 1. 内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配付し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。
  - ② 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。
  - ③ 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。
  - ④ 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実に努める。
  - ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。
  - ⑥ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。
  - ② 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ③ 当社は、業務執行報告会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。
  - ④ 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。
  - ⑤ 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。
  - ② 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。
- (6) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにする。
  - ② 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等を閲覧することができる。
  - ③ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。
  - ④ 当社は、監査役の監査活動に要する費用のうち、定期的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

## 2. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員のコンプライアンス意識の醸成と強化のため、「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社に勤務するすべての役職員に配付するとともに、年間研修計画に基づきコンプライアンスに関する社内研修を行っております。対象期間内には、ハラスメント防止に関する研修や内部通報制度に関する研修などを行いました。

### (2) 内部通報に関する事項

当社は、内部通報窓口を社内外に設けております。対象期間内の内部通報件数は2件です。通報された事項については、必要により顧問弁護士に意見を求めるなど、適切に対応しております。

### (3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理基本規程に基づき、四半期ごとに内部統制委員会において当社及び当社グループ会社における各分野のリスクについて審議を行っております。審議結果は都度取締役会に報告しております。

### (4) 取締役の職務の執行に関する事項

当社は、ガバナンス強化のため取締役会の監督機能と執行機能を分離し、執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会は主に監督機能を担うこととしております。取締役会の機能分離にあたっては、取締役会規則及び職務権限規程を整備することにより取締役及び執行役員の職務が効率的に行われる体制としております。

取締役会は、対象期間内に臨時開催及び書面によるものを含め20回開催され、重要事項を適切かつ迅速に決議しております。また、月例の取締役会終了後に取締役会出席者による中長期的な経営課題に関する意見交換を適宜行い、方向性の確認と情報共有に努めております。

尚、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保管しております。

### (5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する事項

監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席や稟議書の閲覧を行い、業務執行状況の把握や意思決定過程の確認を行っており、必要ある場合は意見を述べております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報共有に努めております。

当社は、取締役の指揮命令系統から独立した監査役スタッフを1名配置し、監査役監査が実効的に行える体制を整えております。

### (6) 内部監査に関する事項

監査部は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

## VI. 会社の支配に関する基本方針

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループでは、長期ビジョンと前中期経営計画「NEXT100」における成果と課題を出発点とし、創立100周年を迎えたこの時期にあらためて自らの経営資源を見つめ直し、2020年を直近のターゲットとした4年間の中期経営計画「リ・パイタライズ2020」を策定しました。この中期経営計画に基づき、当社グループは、組織の力を強化し、高品質な製品を迅速に顧客に提供していくことで、利益を安定して生み出す“筋肉質な”事業運営体制を確立します。

この中期経営計画の前半の2年間（2019年5月期～2020年5月期）は足元を固める期間とし、喫緊の課題である採算の改善に注力します。後半の2年間（2021年5月期～2022年5月期）は売上高470億円超の達成に向けて成長を遂げる期間とし、新たなアライアンスやM&Aも視野に入れ、海外を含めて、事業を戦略的に展開していくことに注力します。

当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

### 3. 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を決定し、2008年8月26日開催の第147回定時株主総会における株主様のご承認を得て導入いたしました。その後、所要の変更を行ったうえ、直近では2017年8月29日開催の第156回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式等に対して大規模な買付行為等が行われようとした場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間

の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しなかった場合、またはルールが遵守されている場合であっても、当該行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることとしております。

本対抗措置の発動に当たっては、当社取締役会はその決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置しており、上記判断における独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて株主総会の承認を得て対抗措置の発動を決議します。

また、その判断の概要については適宜、開示いたします。

本プランの詳細につきましては、2017年7月12日付『当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について』においてその全文を公表しており、また、当社ホームページ (<https://www.toyodenki.co.jp>) 上にも掲載しておりますので、ご参照ください。

#### 4. 上記3.の取り組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、①経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じていること、②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③取締役会において決議された本プランは定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入しておりますが、その後の当社株主総会において本プランの継続及び廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い、変更または廃止されるなど株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、④対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者で構成する独立委員会を設置し、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、⑤本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、⑥本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができること、また当社は期差任期制を採用していないこと、などからその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から  
2019年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	10,579	△480	18,274
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△472	-	△472
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	690	-	690
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△800	△800
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	218	△800	△581
当 期 末 残 高	4,998	3,177	10,797	△1,280	17,693

(単位 百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	8,111	188	△247	8,052	26,327
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△472
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	-	-	690
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△800
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△934	△61	54	△941	△941
当 期 変 動 額 合 計	△934	△61	54	△941	△1,523
当 期 末 残 高	7,176	126	△192	7,110	24,804

# 連 結 注 記 表

## I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社数 6社

東洋工機㈱、泰平電機㈱、東洋産業㈱、㈱ティーディー・ドライブ、東洋商事㈱、TOYO DENKI USA, INC.

#### (2) 非連結子会社数 2社

常州洋電展雲交通設備有限公司、洋電貿易（北京）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 3社

湖南湘電東洋電気有限公司、常州朗銳東洋伝動技術有限公司、北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社数 3社

非連結子会社

常州洋電展雲交通設備有限公司、洋電貿易（北京）有限公司

持分法非適用関連会社

成都永貴東洋軌道交通装備有限公司

持分法の適用範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOYO DENKI USA, INC. の決算日は12月31日であるため、3月31日に仮決算を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一です。

### 4. 重要な会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年6月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産……定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法(リース資産を除く)

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する成果反映型報酬(賞与)支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金……受注契約に係る将来の損失に備え、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に関する収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

ヘッジ方針……デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 表示方法の変更

### 連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## III 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内容及びその金額

建物及び構築物	6,043百万円
機械装置及び運搬具	771百万円
土地	1,232百万円
有形固定資産「その他」	436百万円
合計	8,483百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	2,462百万円
長期借入金	4,361百万円
合計	6,823百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,444百万円

### 3. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

常州朗銳東洋伝動技術有限公司	327百万円
北京京車双洋轨道交通牽引設備有限公司	78百万円

## IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数

種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	9,735,000	-	-	9,735,000

### 2. 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年8月28日 定時株主総会	普通株式	472	50.0	2018年5月31日	2018年8月29日

#### ② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年8月28日 定時株主総会	普通株式	268	利益剰余金	30.0	2019年5月31日	2019年8月29日

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じた与信調査の実施により取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式は、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金の調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資計画に係る資金の調達です。デリバティブについては、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針とし、実需の範囲内で行っており、取締役会の承認を経て行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,240	2,240	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,192	14,192	—
(3) 電子記録債権	1,443	1,443	—
(4) 投資有価証券	16,790	16,790	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,578)	(2,578)	—
(6) 電子記録債務	(5,570)	(5,570)	—
(7) 短期借入金	(1,893)	(1,893)	—
(8) 長期借入金	(13,530)	(13,594)	(63)
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているためその時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)

(注) 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,065百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

VI 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

VII 1株当たり情報に関する注記

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額……………  | 2,773円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益…………… | 75円27銭    |

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から  
2019年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	3,177
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	4,998	3,177	3,177

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	533	1,600	4,495	6,629	△480	14,324
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△472	△472	-	△472
当 期 純 利 益	-	-	707	707	-	707
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△800	△800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	234	234	△800	△565
当 期 末 残 高	533	1,600	4,730	6,864	△1,280	13,759

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	7,743	7,743	22,068
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△472
当 期 純 利 益	—	—	707
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△800
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△827	△827	△827
当 期 変 動 額 合 計	△827	△827	△1,392
当 期 末 残 高	6,916	6,916	20,675

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に関する事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年6月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産……………定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法（リース資産を除く）

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生している額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備え、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

### 6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### 7. 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に関する収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。  
 ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段 …………… 金利スワップ
- ヘッジ対象 …………… 借入金の利息
- ヘッジ方針 …………… デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
- ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II 表示方法の変更

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内訳及びその金額

建	物……………	6,010	百万円
構	築	32	百万円
機	械 及 び 装 置……………	762	百万円
車	両 運 搬 具……………	8	百万円
工	具、器具及び備品……………	436	百万円
土	地……………	1,232	百万円
合	計……………	8,483	百万円

担保に係る債務の金額

短	期 借 入 金……………	2,462	百万円
長	期 借 入 金……………	4,361	百万円
合	計……………	6,823	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 14,011百万円

3. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

常州朗銳東洋伝動技術有限公司	……………	327	百万円
北京京車双洋轨道交通牽引設備有限公司	……………	78	百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	……………	3,159	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	……………	2,964	百万円

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高	
売上高	1,085 百万円
仕入高	5,324 百万円
販売費及び一般管理費	394 百万円
2. 関係会社との営業取引以外による取引高	581 百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	291,907	501,059	-	792,966

(注) 増加株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	1,059株
取締役会決議に基づく自己株式の買付けによる増加	500,000株

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	189 百万円
退職給付引当金	981 百万円
賞与引当金	171 百万円
受注損失引当金	54 百万円
貸倒引当金繰入超過額	221 百万円
関係会社株式評価損	45 百万円
税務上の繰越欠損金	154 百万円
その他	177 百万円
繰延税金資産小計	1,997 百万円
評価性引当額	△509 百万円
繰延税金資産合計	1,488 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,064 百万円
繰延税金負債合計	△3,064 百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	△1,575 百万円

VII 関連当事者との取引に関する注記  
子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社	泰平電機㈱	東京都板橋区	100百万円	バス・鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売	100.0	同社製品の購入等	資金預り(注)1	338	預り金	1,139
	東洋産業㈱	東京都千代田区	200百万円	電気機器の販売及び修理・保守・点検、電子計算機付属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売	100.0	当社製品の販売及び保守サービス、部品の販売等	資金預り(注)1	220	預り金	920
	TOYO DENKI USA, INC.	米国ペンシルバニア州	3,914千米ドル	米国市場における鉄道車両用電機品の製造・販売	100.0	当社米国市場向け製品の製造、販売、保守サービス	資金の貸付(注)1 貸付の回収(注)1 製品の販売(注)2	4,229 4,218 37	短期貸付金 売掛金	1,093 838

(注) 1. 当社グループは、資金の効率化を図ることを目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを利用しており、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。

なお、子会社への貸付及び子会社からの借入については、市場実勢を勘案して利率を決定しております。

2. 製品の販売については、市場価格及び総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

3. TOYO DENKI USA, INC. への短期貸付金につき、691百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額185百万円を計上しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額…………… 2,312円22銭
- 1株当たり当期純利益…………… 77円07銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。